

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 13 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380118

研究課題名(和文) 民事訴訟の意識調査(経年)

研究課題名(英文) Survey on civil litigation system :Periodic Survey

研究代表者

菅原 郁夫 (SUGAWARA, Ikuo)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：90162859

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、00、06、11年の3回にわたり実施してきた民事訴訟利用者調査に加え、03、09、13年の3回に実施した一般市民対象の調査の結果を踏まえ、司法制度改革の評価を訴訟制度の利用者と一般市民の両方の視点から計測、検証するのがその意図である。

その主立った成果を示すならば、制度評価に関しては、「利用しやすさ」、「法の現状一致度」、「制度の満足度」に関し、03年から13年までの間に評価が有意に上がったのに対し、訴訟の「再利用意思」、「推奨意思」に関しては、逆に有意な低下が見られた。本研究ではこれら調査結果の解釈を模索すると同時に、利用者調査の結果もあわせ、制度改革の効果の検証、評価を試みる。

研究成果の概要(英文)：This research has conducted 6 field surveys on civil litigation system from 2000 to 2013 to verify result of several reform on civil judicial system. Three of them are for litigants and other three of them are for ordinary citizen who has no experience of litigation. As all of them include same question on evaluation of several aspects of civil judicial system, the researcher can not only analyze the data from chronological perspective, also compare the result between litigants and ordinary citizen to find results of the reforms.

The result of analysis show that the evaluation of the questions on "system is user-friendly" and "people are satisfied the system" are improved on one hand, on the other hand, "intention to use/reuse the system" and "intention to recommend other person to use the system" had decreased. In this research, the researcher will discuss the reason why such contradict results has appeared.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：民事訴訟 司法制度改革 利用者調査 意識調査

1. 研究開始当初の背景

司法制度改革審議会は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化、その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議すべく平成11年に内閣に設置されたが、その調査活動の一環として、民事訴訟の実際の利用者に対し、訴訟制度の各側面に対する評価を問う民事訴訟利用者調査(以下、「2000年利用者調査」とする)を実施している。この調査は、わが国においてはじめて訴訟利用者に焦点を当てて行われた調査であり、多くの貴重な資料をもたらすものであった。また、その試みは民事訴訟制度研究会の実施した「日本の民事裁判制度に対する意識調査」に引き継がれ、2006年および2011年にその成果が公表されている(「2006年民事訴訟利用者調査」(商事法務2007年)「2011年民事訴訟利用者調査」(商事法務2012年)以下、それぞれ「2006年利用者調査」、「2013年利用者調査」とする)。これらの調査は実際の利用者の訴訟制度の各側面に対する意識を明らかにする点において貴重な情報源であり、近時の具体的な提言の基盤となっている。その意味できわめて貴重なデータといえるが、反面、対象者が訴訟利用者に限られたことから、調査対象者(訴訟利用者)の一般市民社会における位置づけや、調査対象者(訴訟利用者)とそれ以外の一般市民との意識の相違については十分な情報を有していない。したがって、これら貴重な情報も訴訟利用者以外の一般市民の訴訟制度に対する評価と合わせ用いることでその意義がより高まるものといえる。実際、上記審議会調査の後に申請者が科学研究費補助金を得て行った一般意識調査(研究代表者菅原郁夫・平成15年基盤研究(C)「民事訴訟制度の意識調査」課題番号15530061、以下では「2003年意識調査」と呼ぶ)では、訴訟制度に対する評価(たとえば満足度)や弁護士へのアクセス状況評価などにおいては、訴訟利用者とそれ以外の一般市民の評価に大きな隔たりがあることが示されている。また、その継続調査である2009年の一般意識調査(研究代表者菅原郁夫・平成21年基盤研究(C)「民事訴訟制度の意識調査(継続)」課題番号21530079、以下では「2009年意識調査」と呼ぶ)では、弁護士評価においては利用者調査が、訴訟手続、裁判官評価においては一般意識調査の方がそれぞれ高いことが確認されている。このような評価の差異を考えるならば、利用者および潜在的利用者の両者からの評価をもとに、訴訟政策や訴訟実務の改善を考えるべきものといえる。

この問題点は当初の調査企画立案の段階から意識されていた問題である。そのため、研究代表者は、審議会調査の後に、前記科研究費による事後一般意識調査、すなわち、2003

年意識調査を実施したほか、2009年意識調査も実施してきた。本研究で実施した調査は、審議会調査と事後一般意識調査と同様の枠組みで、審議会調査の継続調査として行われた利用者調査に対応する一般意識調査であり、その3回目に当たるものである。この調査は、わが国における訴訟制度に対する一般市民の評価を明らかにすると同時に、既に行われた審議会調査とそれに引き継ぐ事後一般意識調査、研究会調査などのデータとあわせ、わが国における民事訴訟制度の市民側から見た位置づけを示すものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本の民事訴訟制度に関する一般市民の意識を調査し、先に民事訴訟制度研究会が実施した2011年民事訴訟利用者調査と比較することによって、民事訴訟に対する実際の利用者と潜在的利用者の評価を比較し、民事訴訟の利用促進要因を探ることにある。また、過去2000年、2006年、2011年の3度にわたり実施され民事訴訟利用者調査と併行し、一般意識調査も2003年、2009年に行われている。今回の調査は、一般意識調査としての3回目に当たるもので、これら一般意識調査の経年比較を行うことによって、この間の訴訟政策の改善効果の計測も行うことも目的としている。

3. 研究の方法

2013年度は、8月から9月かけて調査票の作成を行い、本調査実施は11月に行った(以下では、「2013年意識調査」と呼ぶ)。調査票の項目は、研究会調査の調査項目と可能な限り合わせる形とした。調査は、無記名郵送調査で、全国10地域、21都市において、合計3000人を対象に、11月に実施した。回収率の目標は30%であったが、931人の対象者から回答を得ることができ、回収率は31.0%に達した。2009年意識調査の回収率は下回ったものの、ほぼ予定通りの成果となっている。25年度は調査会社からの調査データの納品後、そのデータを用い、単純集計と若干のクロス集計を行い、2014年度のより詳細な分析を行った。その際、過去に行われた一般意識調査(2003年、2009年)との経年比較、また、2000年、2006年、2011年に行われた民事訴訟利用者調査との結果との比較も行った。

4. 研究成果

(1)はじめに 本研究の目的

本研究では、民事訴訟の利用者調査に関する「2000年利用者調査」、「2006年利用者調査」、「20110年利用者調査」と、一般市民を対象に行った「2003年意識調査」、「2009年意識調査」、「2013年意識調査」の各調査の内容を比較する。本研究は、それによって、民事訴訟に対する利用者や市民の意識の現状を明らかにするとともに、これまでの調査の

経年比較を行うことにより、利用者や市民の意識の変化を明らかにし、それによって、民事訴訟に関わる制度改革の効果の検証をなすことを目的としている。

以下では、まず比較対象について説明したのちに(2)はじめに利用者調査の経年比較(3)を行い、ついで一般意識調査の経年比較を行う(4)。そして引き続き利用者調査と一般意識調査との横断的比較を行い(5)最後に、これらの比較から導かれる結果の意義についての私見を提示する(6)。いずれの分析においても、その目的は網羅的、包括的な分析を行うことにあるのではなく、大まかに今後の方向性を探るところにある。そのため、比較する質問項目は、前期の4調査に共通して用いられた項目に限定し、訴訟手続、裁判官評価、制度評価に関する質問項目を対象として比較することにする。また、最後に提示する私見も多くは仮説の域を出るものではないことをお断りしておく。

(2)本研究における比較項目

質問項目の全体的構造

利用者調査に関し、一連の調査の原型になった調査は、2000年利用者調査である。この調査では、当事者および事件の種類についての質問に引き続いて、「訴訟にいたる経緯」、「当事者の訴訟利用動機」、「訴訟回避傾向の有無」とその理由、「弁護士の依頼の有無」と依頼した理由(あるいは依頼しなかった理由)、「弁護士へのアクセス状況(あるいは、アクセスのできなかった理由)」、「訴訟の進行態様の一般的印象」、「訴訟にかかる費用と時間」、「訴訟に関与する法律家(裁判官、裁判所職員、弁護士)に対する印象」、「訴訟結果に対する評価」、「今日の裁判制度全般に対する評価」、「訟制度全体に対する満足度」、「再利用の意思」等を尋ねている。2006年、2011年の調査も、後述のように若干の変更はあったものの、ほぼ同様の構造となっている。

一般意識調査に関しては、2003年意識調査は原型となる。そこでは、「過去における法律問題の経験の有無」、「弁護士の利用経験の有無」といった過去の経験、「『離婚・相続問題』、『契約不履行問題』、『不法行為問題』などの問題が起きた場合の訴訟の利用意志」と回避理由に関する質問、仮に訴訟を行う必要が生じたとして、回答者が「どのような点を訴訟および法律家に期待し、どのような対応を予想するのか」を尋ねている。この訴訟や法律家に対する期待や予想の部分が、前記の前半部分が2000年利用者調査と構造を合わせた部分であり、具体的には「訴訟手続に対する評価」、「裁判官に対する評価」、「弁護士に対する評価」、「訴訟結果に対する評価」、「訴訟制度に対する評価」が含まれる。それらの質問に関しては、現実の体験に関する評価を尋ねるのか、想像上の評価を尋ねるのかという点において質問の仕方が異なるものの、質問内容は同じくなるように構成されていた。そのため、今回の各調査の結果を用いることによ

って、民事訴訟の手続やその結果、裁判官や弁護士、さらには訴訟制度全般に関し、実際に訴訟を経験したものと未だ経験したことのないものの評価がどの様に異なるのかを比較することが可能になっている。

比較対象の質問項目

各調査の質問項目の概要は概ね以上の通りである。本来ならば、比較可能な質問項目全てに関しては比較を実施すべきところであるが、今回の分析では、手続に関する評価、裁判官に関する評価、制度全体に関する評価に限り、かつ、比較する6つの調査に共通して用いられた質問に限定して比較をなすことにする。制度全体に関する評価に加え、手続に関する評価を取り上げる理由は、そこには訴訟に要する時間や費用といった訴訟の利用を大きく左右する質問が含まれていると同時に、2000年利用者調査の結果によれば、訴訟過程の評価が訴訟制度の全体の評価に相対的に大きな影響をおよぼしている点が指摘されているからである。また、訴訟関与者の中で裁判官の評価のみを取り上げる理由も同様で、それが訴訟制度全体の評価に相対的に大きな影響を及ぼす可能性が示唆されていることによる。

以下の比較の中で、具体的に用いられた質問項目は省略し、その「項目名」をもって示すことにする。集計表は、掲載スペースとの関係で、すべて省略した。

(3)利用者調査の経年比較

はじめに、利用者調査についての経年比較を行う。前述のように、2000年、2006年、2011年の利用者調査は、当初から経年比較を行うことを予定し、質問も同じ構造になっている。しかし、当初意図しなかった事柄として、調査方法が、2006年の調査から、対面調査から郵送調査に変更になっている。そのため、2006年調査は2000年調査に較べ質問の分量が絞られた他にも、若干質問の表現を変えたところもある。その意味では、これら両調査を無条件に比較することは好ましくない。しかし、有効回答率もさほど大きく異ならず、とくに今回分析の対象とする質問群に関しては、質問文はほとんど変更になっていない。その意味で、十分な留意は必要ではあるが、なお両調査を比較することには一定の意義があると考えられる。以下では、そのような留保付きで分析を試みることにする。

手続評価に関する比較

2000年利用者調査以降、民事訴訟制度をめぐる改革は、民事訴訟法の改正による計画審理の導入や、裁判迅速化法の施行により実務の状況が大きく変わっている。これらの変化が利用者の評価にも何らかの影響を及ぼしたことが考えられる。

分析によれば、統計的に有意な差がでてるのは、「主張立証」、「進行の公正」、「審理の充実性」、「費用評価」の項目である。手続に対する評価については、「時間的効率性」、「審理の充実性」を除き、当初より高い評価

が得られていた。「証拠提出」に関しては有意な高まりはないが、当初から高い評価となっていたことが原因と考えられ、加えて「主張立証」評価がさらに高まったことが影響し、「進行の公正」、「審理の充実性」の評価も有意に高まったものと思われる。とくに「審理の充実性」の評価は2000年時点ではかなり低かったものが、2013年に至りその評価が有意に高まった点は大いに評価しうる点である。また「時間的効率性」に関しては、改善の兆しがみられないではないが、有意な差には至っていない。さらに一層の改善が期待される点である。その点に係わるのが、「時間評価」であるが、この点に関しては、評価尺度が変わったことから、経年の比較ができない。ただ、尺度が同じ2000年と2006年の間では評価の低下傾向が見られるものの、すべての調査に共通して存在する「合理的範囲」の割合は増加している。それらの点を考えるならば、一定の改善はみられるものの、それが数値には表れていない可能性もある。この審理時間の点に関しては、評価を留保せざるをえないが、目立った評価の悪化があるわけではなく、「審理の充実性」等の評価が上がったこととあわせ考えるならば、改革の成果は一定程度見て取れるように思われる。

反面、評価が悪化したのは「費用評価」の点である。この点は、経済状況の悪化が影響している面もあると思われるが、何らかの対応が望まれる点である。

裁判官評価に関する比較

統計的に差がでた項目は、「権威性」(逆転項目)および「裁判官満足度」である。裁判官評価に関しては、あまり差は目立たないが、「裁判官満足度」の評価が上がったことは特筆に値しよう。前述の手續評価同様、実務改善の効果である可能性がある。ただ、「権威性」に関しては、数値が上がれば消極評価となる逆転項目であるため、2006年時点以降の評価の方が下がったことになる。この点は、「裁判官満足度」の評価が上がったことと矛盾する面もあるだけに、さらに分析が必要なところであるが、もともと悪い値ではなく、2006年時点でもそれほど大きく評価が下がっているわけでもない点は指摘しておくべき点であろう。

制度評価に関する比較

制度評価に関し統計的に有意な差が生じたのは「紛争解決機能」、「利用しやすさ」、「法律の現状一致度」、「制度の満足度」、「推奨意志」である。「推奨意志」以外はいずれも積極的方向での変化であり、民事訴訟利用者の中では訴訟制度全般に関する評価が上がってきていることが示されたといえよう。とくに、「利用しやすさ」、「法律の現状一致度」、「制度の満足度」に関しては2000年時点の評価がかなり低かったことから、少しずつでも改善が見られたことは大いに評価に値しよう。とはいえ、これらに関しては、改善がみられたとはいえ、以前平均値が、中間点

(「3」)以下であり、一層の改善が期待されよう。また、「推奨意志」は2011年時点で有意に低下している。制度自体の評価が上がったにもかかわらず、その利用を推奨する意識が低下するのは矛盾する傾向といえるが、2006年時点で上がったものが元に戻ったとの評価も可能であろう。

(4)一般意識調査の経年比較

つぎに、一般意識調査の経年比較を行う。訴訟利用者は自らの体験を通じて訴訟手續や訴訟制度に関する評価を形成するであろうが、訴訟経験のないものも、国の制度として訴訟制度に関しては一定のイメージを当然持っているはずであり、そのイメージが、潜在的利用者が訴訟を利用するか否かの判断を迫られたときに大きな影響力を持つことは容易に予想できることである。その意味で、制度運営者にとっても潜在的利用者である一般市民の訴訟制度に関するイメージとその変化は重要な関心事といえる。

ところで、本研究で分析する一般意識調査のいずれにおいても一定割合の対象がすでに訴訟あるいは調停の経験を有していた。これらの回答者の評価も興味のあるところではあるが、今回の分析では、訴訟制度とはもっとも距離があると思われる訴訟等の経験のない回答者の回答に限り分析の対象としている。それによって、訴訟経験の全くいない大方の市民にとっての訴訟像がよりクリアーに描き出されるものと思われる。

手續評価に関する比較

手續評価に関しては、多くの項目で統計上有意な変化が見られた。その方向性は、2006年時点の変化には異なるものもあるが、2000年と2011年を比較すると一様に積極的な方向に評価が改善されている。有意差がみられない項目である「進行の公正さ」は、調査当初から比較的評価が高かったことが大きな変化が生じない原因であろう。そのように考えるならば、一般市民の訴訟に対するイメージも全般的に好転傾向にあるといっておかろう。ただし、「手續のわかりやすさ」、「進行の合理性」、「時間的効率性」は、有意に評価は高まっているとはいえ、いまだ平均評価は中間点の「3」を下回った状態であり、さらに一層の改善が求められよう。

「費用評価」、「時間評価」(逆転項目)に関しても積極方向での変化が生じている。この2点は、訴訟を躊躇する2大要因として指摘されるものだけに、この点に関する意識が改善されてきたことは特筆に値する。しかし、この点に関しても改善されたとはいえ、以前中間点「3」以上の消極評価であり、依然として訴訟を躊躇させる要因となっていることが推測される。

裁判官評価に関する比較

次に、裁判官に対する一般市民の評価である。「傾聴」、「裁判官満足度」に有意な差が出て、「権威性」(逆転項目)には有意傾向(10%水準の差)がみられる。「権威性」(逆

転項目)「ていねいさ」、「裁判官満足度」に関しては、積極的方向の変化であり、「傾聴」に関しては消極的な方向への変化であり、ここでは傾向が二分している。しかし、消極的な変化の生じた「傾聴」についても2003年時点の評価が高かったことを考えれば、むしろ評価がより精緻なものになった結果とも考えられる。現状でも他に比べ評価が低いわけではなく、大きな問題とはなるまい。

制度評価に関する比較

訴訟制度の評価に関しては、多くの項目で有意差が生じている。「利用しやすさ」、「法律の現状一致度」は、2003年時点の評価がかなり低かったものが、有意に評価が高まっている。前述の手續評価の好転を反映しているものと思われる。しかし、とはいえ、これらは依然として平均は中間点を下回っている。「法律の公正さ」は従来も低い評価ではなかったが、さらに評価を上げている。これらは、好ましい変化といえる。

それに対して、「再利用意志」と「推奨意志」に関しては、2003年時点で高かったものが逆に評価が下がっている。前述のように、手續や裁判官に対する評価が改善され、「利用しやすさ」に関する評価も改善されるなかで、これら利用意思が下がるのは矛盾した傾向といえる。なぜこのような傾向が生じるのかに関しては、掘り下げた検討が必要といえよう(この点については後述)。

(5)利用者調査と一般意識調査の比較

最後に、利用者評価と一般の意識調査との横断的な比較を行う。一般意識調査の方は自然人のみの評価であるのに対して、利用者調査の方は法人の評価も含まれており、必ずしも条件が均一ではないが、なお、大まかな傾向を知るためには有益な比較と思われる。比較は、利用者調査、意識調査ともに、制度の改善改革の成果を最も反映していると思われる最新のものをを用いる。

手續評価に関する比較

手續評価に関する比較では一般市民の評価と訴訟利用者との評価にはかなり大きな差がみられた。明らかに利用者の評価が一般市民の評価を上回っている。使ってみたことのないものよりも、実際に使った者の評価が高い点は制度運営者側の視点からかすれば、決して否定的に回されるべきことではなく、利用者の評価を上げるべくさらに努力がなされるべきであろう。しかし、これに対し、一般市民の低評価への対応は、その根拠が必ずしも明らかでない分だけ難しい。とくに、「費用評価」と「時間評価」(逆転項目)の差は大きい。これが訴訟回避の大きな要因にもなり得るだけに放置しがたい面がある。ここでの差は、相対的に見れば、そもそも費用や時間を気にしないものが訴訟を利用している結果と見ることも可能であるが、他の評価に比べ、その差は大きくなっている点は見逃せない点であろう。何故、一般市民の訴訟に要する費用と時間に関する評価がこれ

ほど低いのかに関しては、その原因を明らかにする必要がある。

裁判官評価に関する比較

裁判官評価に関してもほぼ全ての質問項目に関して有意差が出ているが、その差は、手續評価とは逆で、一般市民の評価が高く、利用者の評価が低くなっている。これは、一方において、公的機関の評価は取り立てて根拠がなくても高くなるという、一般に知られているディフーズ・サポートと呼ばれる現象が生じたのと、訴訟当事者の場合は、裁判官は勝った当事者からは肯定的に評価される反面、負けた当事者からは否定的に評価されるという打ち消し合いが生じたことの結果と見ることができよう。ただ、「権威性」(逆転項目)と「ていねいさ」に関しては、利用者評価の方が高くなっている点は注目に値する。一般市民にとっては権威的で距離感のある裁判官であるが、いざ接してみるとそうではないということであろうか。多くの面で、現実に裁判官に接したものの評価が下がる中で、この人間関係的な要素において評価が上がる点は裁判官としても歓迎すべき点であろう。

制度評価に関する比較

制度評価に関しても多くの項目に関して有意差が生じているが、その方向は分かれている。「制度の公正さ」、「法律の公正さ」、「制度の満足度」に関しては一般市民の評価の方が高く、「再利用意志」、「推奨意志」に関しては利用者の評価の方が高くなっている。本来ならば、制度に公正さを感じ、満足を感じるが故に訴訟制度を再度利用するし、他人にも利用を勧めるといった関係が生ずべきところ、そのような形にはなっていない点が気になるところである。一方において訴訟利用者に再利用意志や推奨意志を生じさせるものが何なのかが気になるのと同時に、何故、訴訟を利用したものの制度評価が他の評価、具体的には手續評価のように、高くないのか、という点が疑問である。かりに、制度に対する信頼が自らの経験から導かれるとしたら、自らの経験した手續を相対的に高く評価している訴訟利用者の制度評価は、手續を相対的に低く評価している一般市民の評価よりも高くなってしかるべきである。反対に、一般市民が制度を全般的に高く評価していることがディフーズ・サポート現象として理解できるとしても、なぜそれが利用意志にまで及ばないのであるか。これらの関係は、一般市民にも、利用者にも受け入れられる制度を構築するためには、さらに踏み込んだ分析が必要などころといえよう。

(6)まとめ

以上、本報告では、これまでなされてきた民事訴訟に関する、利用者調査と一般意識調査とに関し、経年的及び横断的視点から比較を試みた。ここで明らかになったことは、利用者の評価も一般市民の評価も時間の流れに沿って変化している部分があるというこ

とと、その方向性は利用者と一般市民ともに多くは肯定的な方向に推移しているという点である。その意味では、司法制度改革の効果は一定程度見て取れたことになる。ただ、その程度は一樣ではなく、また、部分的には異なる傾向も見られた。

まず、訴訟利用者と一般市民を比較した場合、手続評価に関しては、一般的に肯定評価の高かったのは利用者の方である。訴訟利用者に関していえば、その変化の方向はいわば一方向であり、法や実務の改善改革に沿った方向での変化、すなわち、改善・改革を反映した積極方向の変化がみとれる。それに対し、一般市民の評価は、評価が好転したものも散見されるが、それは、以前の評価が極端に低かったものが、いわば平準化して他の評価に近づいたといったものが多いようである。時間に係わる評価あるいは費用に係わる評価がそれにあたる。この時間と費用に関する評価が情報の普及により精緻化したか、いまだ市民の視点からすれば要求水準に見合うものではなく、実際の利用者の評価よりも低くなっているのが今回の調査結果の示すところのように思われる。

それに対し、制度評価に関しては、むしろ一般に一般市民の評価の方が高い。一般市民の評価は、抽象的な制度への信頼であり元来高いものが、近時の改善改革の情報により、手続等に関するネガティブな情報が克服されることによってより高くなったことが推測される。と同時に、利用者の評価は、具体的な訴訟では不利な結果に終わったものが含まれる分、一般市民よりも低くなることも理解可能である。

以上の点は、制度改革等の効果を確認するものであり、理解可能な点でもある。しかし、それに対し理解が難しいのは、制度評価の高まった、一般市民の評価の方で、制度の利用意思が有意に低下している点である。常識的に考えれば、時間や費用に関する評価が改善され、以前より利用しやすくなったと感じ、法律がより公正なものに思われ、現実生活にもより一致しているように思われるようになれば、制度を利用してみようとする意思も高まるはずである。しかし、結果はまさに逆な形になっている。見ようによっては、制度改革の結果が逆効果をもたらしているようにすら見える。いかに考えるべきであろうか。重要かつ難解な問題であるが、ここでは、1つの仮説を述べるにとどめたい。

制度改革はどうしても具体的な制度の中で行われる。そのため、実際の利用者に関しては一定のインパクトをもつが、その利用者の数は未だ少なく、影響力は限られている。そのため、一般市民の評価に対する効果に関しては限界があるように思われる。しかし、それでも、かつては直感的に、ステレオタイプの的ななされていた判断(たとえば、時間と費用、手続のわかりやすさ、充実性)には精緻化がもたらされたのであろう。しかし、そ

の精緻化された理解が、結局は市民の要求水準を満たしていない場合には、いわば一定程度の情報にもとづいた分、実際に利用しようという意思はこれまでによりも低くなるという皮肉な結果が生じているようにも見える。たとえていえば、高嶺の花だった高級品(たとえば高級車)が、若干のコストダウンと積極的なセールスのせいで、少し詳しく性能を見ることができ、その品質等には少し理解が進みそれなりのものであることを知ったが、結局のところ、現実的に考えやはり手の届く商品ではなかったことを強く意識した、といった状況ではなかろうか。(「情報の精緻化の逆効果」とでも呼べる現象)

実践的な視点でいえば、利用者の手続評価に示されるような、個々の場面での評価の高まりは大いに評価すべきであると同時に、分析によりその因果関係はより明らかにされるべきであろう。それによって制度や実務のさらなる改善改革に向けた有益な情報が提供されることになる。しかしまた、より大きな政策的な視点からいえば、そういった個々の改善努力がより大きな制度の利用意思にまでは発展していない点にも十分な注意が必要である。上記の解釈からすれば、この現象は改善改革の効果が一般市民の要求レベルに近づき訴訟利用がより一般化するまでの間の過渡的な現象かも知れないが、今回の調査に表れた1つの課題、すなわち、漠然と、遠巻きに制度は支持するが、あまり使っては見ようとしないう一般市民の評価の背後にあるものは何なのかという問題は、今後そのメカニズムを明らかにすべき重要な課題といえる。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計 2件)

East Asian Law & Society Conference,
8/5/2015, Waseda University, Tokyo
(Paper Session) Trial Procedures in
Context

Ikuo Sugawara, "Verification on results
of civil justice reform through field
survey for litigants and citizen"

日本法社会学会(2015年5月9日、首都大学東京) 個別報告

菅原郁夫「民事訴訟にかかわる司法制度改革の効果の検証：民事訴訟利用者調査と一般市民調査の対比」

6. 研究組織

(1) 研究代表者

菅原 郁夫 (SUGAWARA, Ikuo)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：90162859